

大湊海軍コロツケ普及会規約

(名称)

第1条 この組織は、大湊海軍コロツケ普及会（以下、「普及会」という。）と称する。

(目的)

第2条 普及会は、「大湊海軍コロツケ」に関する取組みを通して、下北地域の活性化を図ることを目的とする。

(実施事項)

第3条 普及会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 「大湊海軍コロツケ」の普及、広報に関すること
- (2) 「大湊海軍コロツケ」の認定に関すること
- (3) 「大湊海軍コロツケ」の研究に関すること
- (4) 「大湊海軍コロツケ」の取組等を通じた地域活性化に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 普及会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 正会員 「大湊海軍コロツケ」の認定を受け、入会を希望する事業者
- (2) その他会員 普及会の目的に賛同し、事業を援助する個人及び団体

(役員の種類)

第5条 普及会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は正会員の互選により決定する。

3 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員 の 責務)

第6条 会長は普及会を総括する。

2 会長は普及会を招集し、その議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は会計及び会務執行の状況を監査する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めるとき招集する。ただし、正会員の5分の1以上の者から請求があったときは、会長は会議を招集しなければならない。

(事務所)

第8条 普及会の事務所は会長が指定する所に置く。

(会費等)

第9条 普及会の正会員は、会費として、年額12,000円を普及会に納入するものとする。

2 普及会の正会員は、前項に定める会費の他、イベント等に出店して「大湊海軍コロッケ」を販売したときは、売上金額の2パーセントに相当する金額(ただし、一のイベントにつき5,000円を上限とする。)を普及会に納入するものとする。

3 普及会は、その他会員から、賛助金を受けることができる。

4 普及会は、寄付金の申し入れについてはこれを妨げない。

(会計)

第10条 普及会の会計事務を処理するため、会計1名を置く。

2 会計は、会長が指名した者をもって充てる。

3 普及会の会計年度は4月1日に始まり3月31日で終わる。

(退会)

第11条 普及会の正会員が事情等により普及会を退会しようとするときは、会長に申し出するものとする。なお、その場合の会費については、年額のうち、退会を申し出た月までの額とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成22年3月25日から施行する。